

たも網

たも網の口径は40cm以下

2 略

第4条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	手釣・竿釣・たも網	800円	5,000円	550円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	18歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75歳以上・女性・25歳以下の者	500円	3,000円	550円

3 略

4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その時は各漁協の現場加算料に準ずるものとする。

5 略

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 略

第4条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	手釣・竿釣	800円	5,000円	550円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	18歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75歳以上・女性・25歳以下の者	500円	3,000円	550円

3 略

4 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その時は各漁協の現場加算料に準ずるものとする。

5 略

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定

納付場所を明確化するため

<p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第9条から第10条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。</p>	<p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第9条から第10条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。</p>	<p>条ズレ修正</p>	
--	--	--------------	--